

旭市ファミリー・サポート・センター業務委託に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

令和6年5月9日

No.	ページ	質問内容	回答
1	業務委託仕様書 P.2 7. 委託業務内容 (5)	目標数値として、登録会員数100人、24時間講習を年間6回以上、土日祝日に30回以上事業説明会等を実施することとあるが、目標を下回った場合どうなるのか。 年度途中の開始を考慮した目標値に変更することは可能か。	登録会員数100人以上、24時間講習を年間6回以上、土日祝日に30回以上事業説明会等を実施することについては達成を条件としていますので、達成できるように取り組んでいただくことになります。登録会員数等の状況により、契約後に協議を行うことがあります。
2	プロポーザル実施要領 P.1 3. 業務に要する費用（見積（提案）限度額） ア	アに3.(5)ウとあるが、7.(5)を示すものか。	記載誤りです。3.(5)を7.(5)に読み替えてください。
3	プロポーザル実施要領 P.1 3. 業務に要する費用（見積（提案）限度額） イ	イ事業実施に当たり、受託者が施設・整備に要する費用があるが、第二種社会福祉事業の費用として消費税非課税ではないのか。 また、市が認める額とあるが、具体的にどのような費用が対象となるのか。	イに記載している「消費税及び地方消費税を含む。」とは、受託者が施設・設備の整備に要する消費税及び地方消費税を含んだ費用ということを示しています。 市が認める額の対象費用の例としては、消耗品購入費、印刷製本費、施設改修費、ホームページ作成費、会員管理用ソフト等導入費、備品購入費等が考えられます。判断に疑義が生じる費用については、その都度協議して判断することになります。

4	業務委託仕様書 P.2 7. 委託業務内容 (5) イ	提供会員に必要な24時間講習とあるが、講習内容は国が定めた「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」の中で、参考として示されている講習カリキュラムを想定しているものか。	そのとおりです。
5	業務委託仕様書 P.1 4. 業務履行期間	令和6年7月1日から10月31日までは事業実施のための準備業務の期間とする。とあるが、準備業務とはどのような業務を想定しているか。また、準備期間を延長することは可能か。	準備業務としては、アドバイザーの配置、会員の募集から登録業務、講習の実施業務など、令和6年11月1日の開設に向けた体制の整備全般が想定されます。なお、準備期間の延長はできません。
6	業務委託仕様書 P.3 9. 関係書類の提出 (2)	実施報告書の提出が求められているが、報告書は指定の様式があるのか。また、報告書に記載する内容を具体的に示していただきたい。	実施報告書としては、毎月の活動状況を取りまとめた月報と、年度の事業完了後に事業実施結果として実施報告書を提出してもらいます。記載する内容としては、各会員数、活動内容と件数、説明会・講習・交流会の開催結果等を想定しています。様式は任意ですが、記載例の提供を考えます。
7	－	質問の回答後、疑義が生じた場合、再度の質問は可能か。	質問書の提出期限が過ぎているためできません。